

四日市市告示第 19 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 1 月 25 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	赤水9号線	赤水町字小兵工山995-7 平尾町字中通り971-1	9.0~16.5 2.3~4.0	76.0 186.7	区域を変更する 幅員を変更する
		赤水町字小兵工山995-7 平尾町字中通り971-1	2.3~16.5	186.7	
2	平尾開拓1号線	平尾町字沢ヶ上2093-3 平尾町3204	6.5 2.8~8.0	121.0 751.4	区域を変更する 幅員を変更する
		平尾町字沢ヶ上2093-3 平尾町3204	2.8~8.0	751.4	
3	平尾開拓2号線	平尾町3076-2 平尾町3077-1	6.5 2.5~7.0	29.7 97.4	区域を変更する 幅員を変更する
		平尾町3076-2 平尾町3077-1	2.5~7.0	97.4	